

ヘルパーステーションケアライズ札幌

(居宅介護・重度訪問介護・移動支援)

運 営 規 定

(事業の目的)

第1条 株式会社ケアライズが設置するヘルパーステーションケアライズ札幌（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護・指定重度訪問介護・移動支援（以下「指定居宅介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、利用者に対し、適正な指定居宅介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業員は次に掲げる方針に基づき指定居宅介護等を提供するものとする。

- (1) 事業者が行う指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営む事が出来るよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
 - (2) 事業者が行う指定重度訪問介護の事業は、重度の肢体不自由者であって常時介護を有する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
 - (3) 事業者が行う移動支援の事業は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、外出時における移動の介護を行うものとする。
- 2 事業所は、従業員が提供する指定居宅介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - 3 指定居宅介護等の提供にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 ヘルパーステーションケアライズ札幌
- (2) 所在地 札幌市白石区南郷通 21 丁目南 5-39

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1 名以上 (常勤・兼務)
管理者は、従業員及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1 名以上 (常勤・専従)
サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明するほか、指定居宅介護等の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等を行う。また、居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じ当該居宅介護計画の変更を行う。
- (3) 従業者 常勤換算 2.5 名以上
従業者は、指定居宅介護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日は月曜日から金曜日とする。ただし、祝祭日、12月30日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、営業日の9時から18時までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間の他電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。
- (4) 指定居宅介護等のサービス提供は24時間365日行う。

(指定居宅介護等の内容)

第6条 事業所が提供する指定居宅介護等の内容は次の通りとする。

- (1) 身体介護
- (2) 家事援助
- (3) 重度訪問介護
- (4) 移動支援

(利用者から受領する費用の額)

第7条 指定居宅介護等を提供した際は、利用者から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法廷代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から、障がい者総合支援法第 29 条第 3 項に規定する介護給付費の額の支払いを受けるものとする。

(通常の実業の実施地域)

第 8 条 通常の実業の実施地域は、札幌市とする。

(緊急時における対応方法)

第 9 条 従業員は、現に指定居宅介護等の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医・管理者に連絡する。また医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

- (1) 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて必要な対応を行います。

緊急時連絡先：011-827-6636

2 事故発生時の対応について

- ・事業者は、利用者に対しサービスの提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者家族等、関係者に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ・事業者は、上記の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録します。
- ・事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- ・事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し再発生を防ぐための対策を講じます。

(苦情解決)

第 10 条 事業所は、その提供した指定居宅介護等に関する利用者等からの苦情を解決するために必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止のための措置)

第 11 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止に関する責任者を選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等に関すること
 - ①虐待防止委員会の設置。定期的に委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

②虐待防止のための指針を整備する。

③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 従業員の資質の向上のために、次の通り研修の機会を確保するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 従業員は、正当な事由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 事業所の従業員だったものが、正当な事由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業員でなくなった後についてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業員・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 5 事業所は、利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。
- 6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社ケアライズと事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則 この規定は、平成30年5月1日から施行する。